

# 労働基準広報 2019 No.1991

# 4/21

## CONTENTS

**特集** 社員の副業・兼業を巡る企業の注意点〈前編〉—— 6

## 副業・兼業の許可制は今後も有効だが 具体的な許可基準を定めることが妥当

厚生労働省のモデル就業規則では、副業・兼業について、これまでの許可制から届出制に変更するなど、政府がこれを推進していく方向性が示されている。山口弁護士は、これまでの裁判例からも、このモデル就業規則の変更によって、許可制自体が無効になるとは解されず、また、具体的な許可基準が定められていないことをもって、直ちに副業・兼業禁止規定が無効となるものではないと指摘している。もっとも、今後の労務管理においては、具体的な許可基準を定めることが妥当であるとし、どのような許可基準を定めるかについては、各会社の業務内容に照らし、個別的に検討する必要があるとした上で、一案として副業・兼業に関する規定例を示している。

(弁護士・山口 毅 (石嵯・山中総合法律事務所))

● 裁判例から学ぶ予防法務〈第51回〉—— 21

いなかやほか事件

(東京地裁 平成29年11月30日判決)

知的障害もつ従業員への暴言等と使用者責任の有無等

**人的・物的な現状等から可能な限り  
「合理的な範囲」での対応や配慮を**

近年、安全配慮義務の範囲は広がってきているが、120%の労力や多額の費用をかけることまで企業に要求されるわけではない。あくまでも事案の内容に応じた「可能な限りの合理的な範囲での対応や配慮」が求められるのである。

(弁護士・井澤慎次)

● 知れば得する社会保険 —— 36

第14回「障害基礎年金」

**障害認定日に障害等級1級・2級  
に該当する場合に支給**

(編集部)

● NEWS —— 1

(今通常国会での成立目指し)労働関係の2本の法案を相次いで上程/ (30年の労働災害速報値) 死亡者数は前年同期比45人減少して880人に/ (厚労省・「地域発! いいもの」事業) 技能振興や技能者育成に役立つ9つの取組み選定/ほか

● 労務資料/平成30年 就労条件総合調査結果③ —— 44

～退職給付制度等、賃金制度～

**大学・大学院卒の定年退職金は1983万円**

(厚生労働省調べ)

● 連載 労働スクランブル<sup>®</sup> (労働評論家・飯田康夫) —— 42 ● 本誌読者アンケート —— 49 ● 今月の資料室 —— 56

アンケートへのご協力をお願い致します(49ページ)

### 労務相談室

回答者

労働基準法 [裁量労働制適用者深夜に勤務の場合] 割増賃金は	50	弁護士・新弘江
労働基準法 [急遽行った業務の特殊作業手当] 割増賃金の算定基礎に含めるか	52	弁護士・田島潤一郎
労働基準法 [トラック駐停車中の労働時間と休憩時間] デジタコとドラレコで算定は	54	弁護士・小川和晃

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

\*\*\*本誌ご購入の皆様へ\*\*\*

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内